

経済的支援検討会における中間取りまとめ叩き台

議論の叩き台とするため一構成員の立場で作成した私案である

厚生労働省修正意見

第2 提言(案)

2 経済的支援の内容に関するもの

(1) 経済的支援の内容はいかにあるべきか

カウンセリング費用について

ア 医師によるカウンセリングについて

例えば、療法等の精神的被害に有効とされる療法について、~~保険~~診療報酬上の評価が、その手厚い診療内容に見合ったものになっていないとの指摘があることから、当該療法について安全性、有効性、普及性等の科学的根拠が学会等から示された上で、~~評価を行い、平成20年度に予定している次期~~診療報酬改定の際に検討を行うにおいて、~~必要に応じて措置を講ずる。~~

(理由)

診療報酬改定においては、医療技術の安全性、有効性等について、厚生労働省が主体的に科学的根拠を示しているのではなく、学会等から示された科学的根拠に基づいて、中央社会保険医療協議会において、その保険適用の適否、点数設定等について議論を経て、決定されているものであり、上記に掲げられている療法についても、同様の手続を経ていただくこととなる。なお、診療報酬における評価の充実は、患者の自己負担の増加につながるものであるため、その経済的支援のためには犯罪被害者等給付金(現行では1年を限度)による給付も引き続き必要となるものである。